

消費者委員会本会議（第256回）
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会本会議（第256回）

議事次第

1. 日時 平成29年9月6日（水） 16:30～16:56

2. 場所 消費者委員会会議室

3. 出席者

江崎内閣府特命担当大臣、山下内閣府大臣政務官、河内内閣府事務次官、
幸田内閣府審議官、北崎大臣官房長

（委員）

池本委員、受田委員、大森委員、蟹瀬委員、鹿野委員、
高委員、長田委員、樋口委員、増田委員、山本委員

（事務局）

黒木事務局長、福島審議官、丸山参事官

4. 議事

（1）開 会

（2）江崎内閣府特命担当大臣、山下内閣府政務官御挨拶

（3）消費者委員会委員紹介

（4）委員長の互選

（5）その他（消費者委員会の下部組織について）

（6）閉 会

《 1. 開会 》

○黒木事務局長 本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから「消費者委員会第256回本会議」を開催いたします。

なお、本日から、9月1日に任命されました第5次の消費者委員会委員による新たな体制での委員会となります。委員長をお決めいただくまでの間、消費者委員会事務局長の黒木が会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

《 2. 江崎内閣府特命担当大臣、山下内閣府政務官御挨拶 》

○黒木事務局長 本日は、江崎内閣府特命担当大臣、山下内閣府政務官、河内内閣府事務次官、幸田内閣府審議官、北崎大臣官房長にお越しいただいております。

まずは、江崎内閣府特命担当大臣より御挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○江崎大臣 消費者及び食品安全担当大臣の江崎鐵磨でございます。この度新たに発足した第5次消費者委員会の初めての会合の開催に当たり、一言御挨拶させていただきます。

消費者委員会は9月1日で発足後9年目を迎えました。消費者行政はこの8年間で着実に成果が上がってきているところですが、常に、課題の解決に向けて努力を重ねて、創設時の理念を深化させなければならないと考えております。

私は、どれだけ正義感にあふれていても、力がなければ、誰かの役に立ったり、助けたりすることはできないと考えております。また、どれだけ力があっても、誇りや信念がなければ、正しい力の使い方はできないと思っております。

委員の皆様におかれましては、御支援・御協力を賜りますよう申し上げまして、一言御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒木事務局長 ありがとうございました。

続きまして、山下政務官より御挨拶をお願いいたします。

○山下政務官 皆さん、こんにちは。消費者問題を担当いたします、内閣府の大臣政務官を務めております山下雄平と申します。

先ほど江崎大臣がおっしゃったように、消費者委員会は丸8年がたち9年目に入ったということで、大臣とともに先日8周年の記念式典にも出席させていただきました。もう8年もたったのだなと思っております。

第4次の委員会の皆さんのときにもお話をさせていただきましたが、私はこの仕事をする前は

新聞記者をしております、福田内閣が消費者行政の一元化、そして、強化を打ち出したときは、まさにその担当の新聞記者をしております。幸田審議官と始まる前にお話をしていたのですが、この消費者委員会というものが、政府案では消費者庁の中に設置するという事だったけれども、国会審議の中で独立した存在になったという話で、当時を懐かしく思い出したところです。

皆様の活動が、本当に消費者の皆さんの安心した生活につながると確信しておりますので、是非ともまた厳しい御指摘、そして、叱咤激励を頂ければと思います。今日はよろしくお願ひします。

○黒木事務局長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府幹部を代表いたしまして、河内事務次官より一言御挨拶をお願いいたします。

○河内事務次官 内閣府事務次官の河内でございます。

江崎内閣府特命担当大臣の御指導のもと、消費者委員会を事務方としてしっかりお支えしてまいりますと思います。委員の皆様方、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○黒木事務局長 ありがとうございます。

江崎大臣は所用により、ここで御退室なさいます。ありがとうございます。

○江崎大臣 今度ゆっくり拝聴させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(江崎大臣退席)

《 3. 消費者委員会委員紹介 》

○黒木事務局長 続きまして、消費者委員会の委員の御紹介です。この機会に委員の皆様から簡単な自己紹介や、あるいは委員としての御抱負も含め、一言ずつ御挨拶を頂ければと思います。

五十音順で、池本委員から、お願ひいたします。

○池本委員 池本と申します。埼玉弁護士会に所属して、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会などでも活動してきております。

私はこれまで特に消費者契約法とか、特定商取引法とか、割賦販売法とか、消費者の契約、取引の分野を中心にいろいろ取り組んできました。第4次の委員会にも委員として参加させていただいて、それ以外の本当に幅広い分野の問題に取り組んでまいりましたが、その間のことも含めて今後はもっと広く消費者行政あるいは企業のコンプライアンス、そして、消費者法制度と、全般についてできるだけ議論を広げていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○受田委員 皆さん、こんにちは。私は今回新規で委員を拝命いたしました、高知大学の受田浩之と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私自身、大学で研究者として食品の分析、食品の化学、あるいは食品機能学といった領域で活動してまいりました。個人的には特定保健用食品の制度が始まる前から機能性に関しては研究を進めており、もう四半世紀前にそういった関連の論文を最初に書いたことを記憶しておるところでございます。

今回こういった大きな責任のある職を与えていただきました。しっかりと務め上げてまいりたいと思います。また、専門領域のみならず、私自身、高知から参っておりますので、地域的な特性あるいはその消費者の皆さんの意見をしっかりとこの場に反映をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員 皆さん、こんにちは。NPO法人C・キッズ・ネットワークの理事長をしております大森と申します。適格消費者団体のひょうご消費者ネットの理事もしております。

C・キッズ・ネットワークというグループは、もう20年ぐらい前から、対象に合わせて、いろいろなテーマで参加型の消費者教育の教育プログラムとか教材を作ったり、出前講座をしています。成年年齢の引下げとか高齢化社会の進展、知的ハンディキャップを持たれた方もどんどん社会へ出ていかないといけない、国際化、いろいろなところから消費者教育というのは大変重要だと思っております。4次ではなかなか進まなかったなと私自身は考えておりますので、5次で何とかできたらいいなと思っております。

微力ですが、頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○蟹瀬委員 レナ・ジャポンという企業の蟹瀬令子と申します。

私は10人のうち1人、企業人として参加をさせていただいておりますが、45年間、大学を出てからずっと企業で働いております。博報堂という広告代理店が皮切りですが、博報堂生活総合研究所というところで主任研究員をさせていただいて、生活者というものを研究してまいりました。

もう一つは、ヒープ協議会の会長をやらせていただいたのですが、そこで企業と消費者がどうあるべきか。その間に立って、消費者というものをどう見ていくかということ伝える仕事をずっとやってまいりました。ですから、どちらかというところ、企業と生活者あるいは消費者がウイン・ウインの関係になっていくというのが一番いい形になるだろうと思っております。

この会議で私は公共料金というものを専門にやってまいりましたが、4次のときに食品ということに大変興味を湧きました。食品は本当に大きい。直に、口に入るものなので、消費者視点でしっかり見ていかなければいけないということで、5次にわたっては、その2つの視点で私は微力ながら頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鹿野委員 鹿野菜穂子と申します。

私は慶應義塾大学で教鞭を執っております、専門は民法、特に契約法でございます。大学では民法のほか、消費者法についても授業を担当しておりますが、どうしても、もともと民法ですから、消費者法といっても消費者民事法、取引関係を中心とした消費者法を一コマ持つというようなことになりました。

第4次から引き続きということになりますけれども、第4次では、最初から覚悟はしていたものの、ここで取り扱うテーマの幅広さに驚きました。しかも契約あるいは民事的なルールだけではなくて、もちろん公法的な面も重要ですし、教育の面もそうですし、あるいは企業のコンプライアンスにどうやって働きかけていくかというようなことも含め、様々な観点から、消費者政策の大きな問題に取り組んでいかなければならないということをつくづく思い知らされた次第でございます。

第4次において、ようやく全体像が見えるようになったかなと思っているところですので、第5次におきましては、それを踏まえ微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高委員 麗澤大学の高と申します。

大学のほうでは、企業倫理、コンプライアンスといった分野の教育を30年以上やってきている者でございます。

私は研究も当然力を入れてやってきたのですが、この分野は講義だけでは不十分だということもありまして、できるだけ現場においていろいろなことを今までやらせてもらいました。政策の関連であれば、国民生活審議会で公益通報者保護法の議論に参加させていただいて、私がどうこうというわけではありませんけれども、あれができたことで個別企業のコンプライアンスの取組が一気に進んだなということも実感したことがございます。そのほかは、コンプライアンスだけではないのですけれども、CSR全般、企業の社会的責任全般で、日本の代表としてISOの規格作りの仕事もさせていただいたことがございます。

今回消費者行政のこういう非常に大切な仕事をさせていただけるということで、当然消費者の利益を第一に考えてこの仕事をさせていただきたいと思っておりますけれども、それと同時に、善良な事業者の方々が納得できるような仕組み作りというものに力を入れたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○長田委員 全国地域婦人団体連絡協議会の長田と申します。よろしくお願いいたします。

私どもの組織は、地域にあります婦人会の集まり、全国組織でございますので、暮らしに関わる様々なことについて気づいたことを運動の中で取り上げていく組織でございます。そうした中で、消費者問題は一つ大きなテーマでもあり、取り組んでまいっております。

4次に引き続き5次も委員を拝命することになりましたので、頑張らせていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○樋口委員 法政大学の樋口でございます。

私は大学では経済学を担当しております。この委員会でも経済学の観点ということが非常に重要ではないかと思っております。特に市場のルールをどう構築していくのかということは、今後十分議論していく必要があるのではないかと認識しております。

第4次の委員会では、成年年齢引下げのワーキング・グループの座長などをさせていただきましたが、大変難しい問題で、まだ道半ばではないか、これからが本番と思っておりますので、微力ながらまた尽力していきたいと思っております。

私は法政大学の前は信州大学におきまして、地方の消費者行政についても条例作り等にも参画させていただいた経緯がございます。地方の消費者問題もまだ道半ばだと思っております。全力を挙げて勉強しながら努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の理事長をしております増田と申します。よろしくお願いいたします。

私どもは、会員は約2,000名おりますが、全国の消費生活センターに勤務している消費生活相談

員でございます。私どもの団体は、消費生活相談と適格消費者団体の活動、それから、消費者教育の三本柱で活動しております。そういう中で得た情報を消費者委員会に消費生活相談員としての視点で伝えていきたいと思っております。それと、会員たちは自治体に勤務しておりますので、地方自治体の消費者行政について、その実態などについてもお伝えしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員 山本と申します。

東京大学で行政法を教えております。先ほど鹿野委員から民事法を御専門にされているというお話がございましたけれども、私は行政法、公法のほうの専門でございます。

国民生活審議会の時代に、まだ駆け出しの助教授のころに参加をさせていただいて以来、消費者行政の問題について少しずつ勉強している状態でございます。第4次は委員ではなかったのですが、第3次の委員会において委員を務めさせていただきました。そのときには、とにかくいろいろな幅のテーマが出てくるものですから、出てくるものを打ち返すだけで精いっぱいだったというところがございます。特に細かい政省令を読むということが割とありまして、感心をしたり疑問を持ったりということが今でも記憶に残っております。

このたびまた帰ってきたということなのですが、微力ではございますが、務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○黒木事務局長 ありがとうございます。

《 4. 委員長の互選 》

次に、委員長の互選を行っていただきたいと思っております。消費者庁及び消費者委員会設置法第12条第1項には、消費者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する旨が規定されております。

委員長候補者につきまして、自薦でも他薦でも結構でございますので、どなたか御推挙いただけますでしょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 高巖委員を委員長に推薦させていただきたいと思っております。

先ほど御挨拶の中にもありましたが、高委員は企業倫理やコンプライアンス、CSRの確立ということについて、長年にわたり第一人者としてリードしてこられたことは周知のことですが、国民生活審議会あるいは経済産業省の様々な審議会などで、消費者政策あるいは消費者行政のことにも取り組んでこられました。

実はそれだけではなくて、適格消費者団体の制度ができたときに、それを支援する消費者支援基金の運営委員長として取り組んでいただいたり、最近新たに消費者スマイル基金という団体ができましたが、その理事にも着任していただくなど、その意味では、企業に向けた働きかけと消費者の支援の両方に取り組んでこられている方です。

今日の消費者政策の課題として、特に最近感じるところですが、消費者法制度に関する議論の場と企業の消費者指向経営を議論する場がそれぞれ別々の議論のような印象を受けるのですが、むしろ、これは一体のものとして、もっと高い理念のもとで議論が進んでいく必要があるのではないかと感じているところです。その意味では、高委員が幅広い視野を持ってこの消費者委員会の中で委員長として進めていただくのが適任ではないかと考えます。よろしくをお願いします。

○黒木事務局長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、候補者がお一人のようでございますので、高委員を委員長として選任することについて、御異議のある方はいらっしゃいますか。

(「異議なし」と声あり)

○黒木事務局長 それでは、委員の互選により、高委員を委員長に選任することについて、御決定を頂きました。

ここからは、高委員長に議事進行役をお願いしたいと思います。高委員長におかれましては、委員長席にお移りいただきまして、これからの議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(高委員長、委員長席へ移動)

○高委員長 ただいま御指名、御承認いただきまして、大変光栄に感じているところでございます。まず、御選任いただいたということで、委員長を務めさせていただきます。

先ほど自己紹介のときに申し上げなかったのですが、私は消費者委員会の仕事は、部会の仕事もまだ一度もやったことがなくて、今回初めての仕事でございます。そういう意味で、事前にレクチャーも受けましたけれども、また、私自身、いろいろ入手できる文書については目を通して勉強したつもりではおりますが、運営していく中で、いろいろ細かな点についてわからないところも出てくるかと思っておりますので、委員の皆様方のお力とお知恵を頂きまして、この委員会を運営していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

この消費者庁及び消費者委員会設置法第12条3項は、委員長は、あらかじめ委員長代理の指名を行う旨が規定されております。私としては、弁護士の立場から長年消費者問題に取り組みまれました、また、第4次の委員会でも委員長代理を務められました池本委員にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○池本委員長代理 承知いたしました。微力ながらも、むしろ皆さんと一緒に大いに議論していく作風をまた今後もどんどん広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高委員長 わかりました。承認いただいたということで、よろしいですね。確認する前にお言葉を頂いたので、ありがとうございました。

それでは、池本委員長代理におかれましては、委員長の隣の代理席にお移りくださいますようお願いいたします。

(池本委員長代理、委員長代理席へ移動)

《 5. その他（消費者委員会の下部組織について） 》

○高委員長 続きまして、その他の議題として、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会について、事務局より確認事項があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○丸山参事官 事務局より、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会の調査審議の継続等についてお諮りをしたいと思います。

これら3つの部会、専門調査会につきましては、第4次消費者委員会におきましても調査審議を行っていただいたところですか、これらの部会、専門調査会に所属されていた臨時委員、専門委員の任期は、第4次消費者委員会の委員同様、本年8月末で終了しているところですか。

他方、これらの部会、専門調査会につきましては、法令等によりまして、与えられた任務を遂行するため、遅滞なく調査審議を再開する必要があることから、第5次消費者委員会におきましても、その活動を継続することとしてよろしいか、確認をしたいと思います。

○高委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局より説明のありました点につきまして、御意見はございますか。

それでは、特にないということですので、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会について、調査審議を開始できるよう、所要の手続を進めていただきたいと思います。

なお、消費者委員会令第1条は、第2項において部会に属すべき委員については委員長が指名する旨を、また、第3項においては、部会長については当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する旨を規定しています。

私としては、食品化学の専門家として食品の品質向上や安全確保等について研究してこられ、第4次消費者委員会では臨時委員として食品表示部会に参画し、加工食品の原料原産地表示制度にかかわる食品表示基準の一部改正についての答申取りまとめに貢献されました受田委員に、食品表示部会と新開発食品調査部会のメンバーとなつていただき、部会長をお務めいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、受田委員、よろしく願いいたします。

○受田委員 ただいま、食品表示部会と新開発食品調査部会、部会長を拝命することになりました。改めまして、よろしく願い申し上げます。

食品表示部会に関しては、第4次で臨時委員を務めさせていただきました。部会長をお務めになられた前委員の阿久澤日本獣医生命科学大学学長、また、樋口委員も部会長代理をお務めになられ、その御苦勞も近場で拝見をしておりました。たくさんの課題があることも存じ上げております。

私自身、先ほど申し上げましたように、食品の研究に携わってきたことをしっかりと消費者行政を中心に社会に対して還元できるように、身を粉にして務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

○高委員長 よろしく願いいたします。

《 6 . 閉会 》

○高委員長 本日の議題は以上になります。

最後に事務局より今後の予定について御説明をお願いいたします。

○丸山参事官 次回の本会議の日程、議題につきましては、決まり次第、委員会ホームページ等を通じてお知らせさせていただきます。

○高委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。